

## 日南町単独災害緊急対策事業 対応事業一覧

### (事業の目的)

この事業は、台風や地震、豪雨などの自然災害により、土砂崩壊、浸水等で生活に支障があり、または人命に危険があると想定される場合に、早急な現場復旧を行い民生の安定を図ることを目的とする。

### (対象範囲)

上記の目的を達成するため、緊急性が高く、町が事業実施を判定した「個人」または「組織」を対象として助成を行う。

### (助成対象)

No.	助成対象項目	具体例	助成基準	採択限度	復旧事例	対象となる経費	留意事項
1	生命に危険を及ぼし、緊急に土砂等の除去を要するもの	居住する宅地等で、2次災害等により土砂等が家屋等を損壊する恐れがある場合。	<b>2/3以内</b> 補助限度は50万円 補助下限は3万円 (事業費4.5万円以上)	個人1人、1組織ごとに1件	重機による危険土砂の緊急除去	業者からの重機借り上げ(運転、運搬費を含む)経費とし、申請者個人や地域の出役賃金などは対象外	
2	浸水常習地で、生活に支障のあるもの	居住する宅地等で、度々浸水を繰り返しており、復旧しなければ生活に不安がある場合。	<b>2/3以内</b> 補助限度は50万円 補助下限は3万円 (事業費4.5万円以上)	個人1人、1組織ごとに1件	重機による危険土砂の緊急除去		
3	居住地の崩壊により、緊急に盛土等を要するもの	居住する宅地で、緊急に盛土をしなければ家屋等が倒壊する恐れがある場合。	<b>1/2以内</b> 補助限度は100万円 補助下限は3万円 (事業費6万円以上)	個人1人、1組織ごとに1件	重機による崩壊法面の盛土による緊急復旧		
4	現行の補助制度等では措置されない災害で、放置しておけば生活に支障があり、かつ緊急に整備が必要なもの	農業用地・施設、林道、墓地。宅地などで公共災害復旧事業の要件に該当せず、緊急に復旧が必要な場合。	<b>1/2以内</b> 補助限度は20万円 補助下限は3万円 (事業費6万円以上)	対象は個人、組織とし、被災地が複数に及ぶ場合は、被災地1ヶ所毎に計算を行い、補助額の合計100万円を限度とする。	重機による水路土砂除去、林道、墓地の崩壊盛土復旧、宅地の流入土砂除去など		・林道は林道台帳計上のものに限る ・墓地は放置により墓地の用をなさなくなる恐れのあるものに限る

※1～4は個人・組織で重複助成が可能

(お問合せ)  
 日南町役場 総務課  
 〒689-5292  
 日南町霞800番地  
 電話：82-1111